

自動車運転代行業を営む者に対する立入検査に関する規程

(平成14年5月31日島根県公安委員会規程第10号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「法」という。)第21条第1項及び第3項の規定に基づく立入検査(以下「立入検査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査職員及び身分証明書)

第2条 法第21条第1項に規定する警察職員の指定に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

2 法第21条第3項に規定する証票は、身分証明書(別記様式)のとおりとする。

(委任)

第3条 この公安委員会規程に定めるもののほか、立入検査に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、平成14年6月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

| | |
|--|------------|
| 第 号 | |
| 身分証明書 | |
| ← 24.0 → | |
| ↑ 30.0 ↓ | |
| 写 真 | 官 職 |
| ・無帽子 ・正面 ・上三分身 ・無背景 | 氏 名 |
| 上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。 | |
| 年 月 日 | 島根県公安委員会 印 |
| ← 85.6 → | |
| 54.0 | |

（裏）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）

第21条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。